本号で公布された法令のあらまし

◇**一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令**（政令第二六号）（国土交通省）

1　国土交通大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う一般国道の指定区間を追加等することとした。（別表関係）

2　この政令は、平成二二年三月一四日から施行することとした。

政　令

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月十二日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二十六号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表三十号の項中「東中央町千二番」を「北区表町三丁目十九番百一」に、「五千九百六十三番二十五」を「七千三百五十二番十一」に改め、同表五十三号の項中「東中央町千二番」を「北区南中央町二番百二十九」に改め、同表百十二号の項中「大字文下字広野二十番一」を「美咲町二十番二十六」に改め、同表百八十号の項中「東中央町千二番」を「北区南中央町二番百二十九」に改め、同表二百九十八号の項中「二千二十三番の三」を「二千十八番一」に改め、同表二百二号の項中「愛知県西春日井郡春日町大字下之郷字長久寺」を「清須市春日長久寺」に改め、同表三百五十七号の項中「東側地先」を「五百十六番一」に、「西側地先」を「五百二十五番」に、「七番まで、」を「七番まで及び」に改め、「同市中区本牧ふ頭七番まで及び同市磯子区新磯子町一番四から」を削り、「夏島町地先」を「夏島町一番一」に改め、同表三百七十五号の項中「西条町上三永字下泓八百三十九番一」を「高屋町溝口百十一番一」に改め、同表四百七十四号の項中「浜松市天竜区水窪町奥領家五千五百六十四番一から同区」を「同市南信濃八重河内千三十七番三から浜松市天竜区」に改め、同表四百九十七号の項中「前原市大字東字東ノ前五百四番一まで、福岡県糸島郡二丈町大字鹿家」を「糸島市東字スス町三百三十九番まで、同市二丈鹿家」に改める。

附　則

この政令は、平成二十二年三月十四日から施行する。

国土交通大臣　前原　誠司

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

省　令

○外務省令第一号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第三条第一項の規定に基づき、旅券法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月十二日

外務大臣　岡田　克也

旅券法施行規則の一部を改正する省令

旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「在スーダン日本国大使館」を「在ジブチ日本国大使館　在スーダン日本国大使館」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○総務省告示第七十五号

地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第六条第四項の規定に基づき、平成二十一年度の再生振替特例債に係る地方債充当率を次のように定める。

平成二十二年三月十二日

総務大臣　原口　一博

事業区分	対象事業	充当率
再生振替特例債	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第12条第１項の規定等に基づき算出した額	100%

告　示

○国家公安委員会告示第九号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十二日

国家公安委員会委員長　中井　洽

第一号の表三百七十三号の項の次に次のように加える。

三百七十五号	東広島市西条町から同市高屋町まで

附　則

この告示は、平成二十二年三月十四日から施行する。

○金融庁告示第三十三号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年三月十二日

金融庁長官　三國谷勝範

第一条中第九十九号を削り、第九十八号を第九十九号とし、第八十一号から第九十七号までを一号ずつ繰り下げ、第八十号の次に次の一号を加える。

八十一　中央三井トラスト・リアルティ株式会社